

諮問第2024号

平成18年9月28日

情報通信審議会

会長 庄山 悦彦 殿

総務大臣

菅 義偉



諮 問 書

下記について別紙により諮問する。

記

ケーブルテレビシステムの技術的条件

諮問第2024号

ケーブルテレビシステムの技術的条件

1 諮問理由

近年の急速な情報通信技術の進歩に伴い、ケーブルテレビ事業においては新技術を用いたサービスの実用化が相次いでいる。例えば、従来同軸ケーブル主体であったネットワークを高度化するため、FTTH（Fiber To The Home）を導入する事業者が徐々に増加してきていることから、昨年、FTTHについて同軸ケーブルと同等の770MHzまでの伝送に関する技術基準の策定を行ったところである。

これに関連して、現在、FTTHでは、伝送可能な周波数帯を最大で3,000MHzまで拡大することで、これまで周波数や変調方式を変更した上でなければ伝送できなかったBS放送の信号をそのまま伝送することを可能とする「BS-IFパススルー伝送」が実現されており、昨今、この伝送方式を事業者が導入しつつある。

また、情報源符号化方式としてH. 264を用いたデジタルハイビジョン放送を可能とするため、本年7月20日、情報通信技術分科会から「CSデジタル放送（広帯域伝送方式を除く。）の高度化に関する技術的条件」について答申を受けたことから、ケーブルテレビにおいてもH. 264の利用を可能とする必要が生じ、さらに多チャンネルサービスやブロードバンドサービスの進展により、必要とするチャンネル数が逼迫してきていることから、伝送路の大容量化のために伝送路符号化方式について検討を行う必要が生じたところである。

以上のことから、最新の技術進歩を反映したケーブルテレビシステムに求められる技術的条件について、幅広く検討する必要が生じている。

このため、ケーブルテレビシステムの技術的条件の審議を求めるものである。

2 答申を希望する事項

ケーブルテレビシステムの技術的条件

3 答申を希望する時期

平成19年2月頃

4 答申が得られた時の行政上の措置

関係省令等の整備